

登録教習機関の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 49 条に規定する届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 技能講習の業務を休止する登録教習機関の名称
株式会社ロイヤルパワーアップコーポレーション
- 2 技能講習の業務を休止する登録教習機関の住所
広島県広島市安芸区船越南 4 丁目 8-30
- 3 休止する技能講習の業務の範囲
車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 4 技能講習の業務を休止する年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 技能講習の業務を休止する期間
令和 9 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 5 日

島根労働局長

